百四十八　地域医療対策支援臨時特例交付金
百四十九　年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金
百五十　農村地域資源等保全推進交付金
百五十一　農村地域資源等保全整備交付金
百五十二　多面的機能支払交付金
百五十三　治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百五十四　道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百五十五　港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百五十六　農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百五十七　森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百五十八　水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七十八条第二項、第八十五条第三項第一号ホ及び第四項、第八十六条第二項並びに第二百三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項第一号中「以下この項」の下に「及び第六項から第八項まで」を加え、同条に次の五項を加える。

5　反対売買（外国為替等（特別引出権を除く。以下この項から第九項までにおいて同じ。）の売却にあっては外国為替等の買取りをいい、外国為替等の買取りにあっては外国為替等の売却をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）を約して行う外国為替等の売買（以下この項から第八項までにおいて「当初売買」という。）を行った場合には、第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該当初売買における第一項に規定する外国為替等の売買に伴う差益又は外国為替等の売買に伴う差損は生じなかったものとする。

6　当該年度において外国為替等の反対売買を行った場合には、第二項の規定にかかわらず、当該反対売買における第一項の「外国為替等の売買に伴う差益」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該反対売買に係る当初売買において売却した外国為替等の売却価額が当該反対売買における当該外国為替等の買取価額を超過する金額（当該外国為替等の売買が外国通貨を対価として行われるときは、その対価として取得した外国通貨の価額をその対価として支払った外国通貨の価額に不足する金額を当該反対売買時における外国為替相場によって換算した金額。次号において同じ。）

二　当該反対売買において売却した外国為替等の売却価額が当該反対売買に係る当初売買において買い取った外国為替等の買取価額を超過する金額

7　当該年度において外国為替等の反対売買を行った場合には、第三項の規定にかかわらず、当該反対売買における第一項の「外国為替等の売買に伴う差損」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該反対売買に係る当初売買において売却した外国為替等の売却価額が当該反対売買において買い取った外国為替等の買取価額に不足する金額（当該外国為替等の売買が外国通貨を対価として行われるときは、その対価として支払った外国通貨の価額をその対価として取得した外国通貨の価額がその対価とした外国通貨の価額に不足する金額を当該反対売買時における外国為替相場によって換算した金額。次号において同じ。）

二　当該反対売買において売却した外国為替等の売却価額が当該反対売買に係る当初売買において買い取った外国為替等の買取価額を超過する金額

8　前二項の反対売買において外国為替等を買い取った場合における当該外国為替等の価額は、当該反対売買に係る当初売買時における外国為替相場によって換算した価額とし、当該反対売買時における外国為替相場により改定されたものとみなす。

9　前項の規定による反対売買に係る外国為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

第五十条第七項第一号を次のように改める。

一　非化石エネルギー（法第八十五条第三項第一号に規定する非化石エネルギーをいう。以下この条において同じ。）を利用する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（第十号に該当するものを除く。）の交付

第五十条第七項第三号中「第八号」を「第十号」に改め、同項第五号中「（法第八十五条第三項第一号に規定する非化石エネルギーをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「合理化」の下に「若しくは電気の需要の平準化」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の平準化に資する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号に該当するものを除く。）の交付

第五十一条第一項第八号及び第九号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第二十一号中「第十九号イ」を「第二十号イ」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とし、同項第十九号ハ中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十九号ヘ」を「第二十号ヘ」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　原子力損害賠償支援機構法第六十八条の規定に基づく交付金の交付

第五十二条第一項第一号ロ中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号ロ中「第五十条第七項第九号及び第十号」を「第五十条第七項第十号及び第十一号」に改め、同項第四号イ中「第十四号及び第二十号」を「第十五号及び第二十一号」に改め、同項第五号ロ中「第十三号、第十八号及び第十九号」を「第十四号、第十九号及び第二十号」に、「同項第二十二号及び第二十三号」を「同項第二十三号及び第二十四号」に改め、同項第六号ロ中「第十五号から第十七号まで及び第二十一号」を「第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号」に改める。

附則第七条中「第十九号ロ」を「第二十号ロ」に、「第十三号及び第二十一号」を「第十四号及び第二十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第四十六条第五項から第九項までの規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に行われる当初売買（同条第五項に規定する当初売買をいう。以下この項において同じ。）及び当該当初売買に係る反対売買（同条第五項に規定する反対売買をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に行われた当初売買及び当該当初売買に係る反対売買については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三